

# 稲沢市生活排水処理基本計画

(第6次)

令和8年4月

愛知県稲沢市

## 目 次

はじめに	.....	1
1 基本方針	.....	2
2 目標年次	.....	3
3 生活排水の排出の状況	.....	3
4 生活排水の処理主体	.....	5
5 生活排水処理基本計画	.....	6

## はじめに

本市は、愛知県の西部、伊勢湾に流下する木曾川等の堆積層である濃尾平野のほぼ中央に位置し、総面積は79.35km<sup>2</sup>である。また、内陸型の温暖な気候であり、降雨は比較的多いが、降雪は少ない。

人口（住民基本台帳）は、令和6年度末において、132,435人で、世帯数は57,324世帯である。なお、人口は近年微減傾向である。

また、尾張国の政治・文化の中心地として国府が置かれていた歴史ある市で、肥沃な土壌と温和な気候を生かし、古くから稲作を中心に野菜・植木・苗木等の産地として発展してきた。近年は、工場・事業所の進出も多くなり、公害のない堅実な工業基盤の確立に努めている。

土地利用については、田畑が42.7%、宅地は26.4%で名古屋近郊都市として、近年は宅地開発が進んでいる。

本市の生活排水は、公共下水道、コミュニティ・プラント、浄化槽及び農業集落排水施設で処理しているが、処理率は90.6%で、残りの9.4%は未処理のまま水路等に排出されているため、水質に影響を及ぼしている。

更に、河川や水路は、治水対策として、土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつある。

このような状況を踏まえ、市民に快適で潤いのある生活環境を確保するため、生活排水処理率の向上を図る。

## 1 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

最近になって、特に生活排水による水質汚濁、生態系や飲料水等への影響が問題となってきたしており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、市民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、水質の改善を図ることによって多種類の水生生物の棲息、河川の浄化改善を目指している。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ① 人口の密集地域においては、公共下水道の整備を図る。
- ② 密集地から離れた集落・家屋については、各戸で合併処理浄化槽により処理する。

## 2 目標年次

本市の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和 17 年度とする。諸条件に大きな変動があった場合においては、見直しを行なうものとする。

## 3 生活排水の排出の状況

本市における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、令和 6 年度末において、計画処理区域内人口 132,435 人のうち 119,940 人については、生活排水の適正処理がなされている。

合併処理浄化槽は、集合住宅において設置した比較的規模の大きなものが主体であったが、平成 13 年 4 月から単独処理浄化槽の新設が禁止されたため、個人住宅において設置が増加している。

なお、浄化槽設置整備事業については、平成元年度から事業を実施しているが、市民の要望も強く、今後とも計画的な設置整備を図ることとしている。

公共下水道は、平成 12 年 4 月から順次供用開始している。農業集落排水施設は、千代地区始め 10 地区あり、平成 3 年 6 月から順次供用開始している。また、平六地区のコミュニティ・プラントは平成 12 年 4 月から供用開始している。

天池地区始め 5 地区の農業集落排水施設と、平六地区のコミュニティ・プラントは、公共下水道へ順次編入する。

表 生活排水の排出状況

(単位：人)

区分	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
1 計画処理区域内人口 (住民基本台帳)	135,941	134,748	133,783	133,181	132,435
2 汚水処理人口	111,999	114,550	116,863	117,370	119,940
(割合)	82.4%	85.0%	87.4%	88.1%	90.6%
(1) 公共下水道	60,977	62,691	63,729	63,560	64,766
(割合)	44.9%	46.5%	47.6%	47.7%	48.9%
(2) 農業集落排水施設	7,448	7,364	7,152	7,109	7,178
(割合)	5.5%	5.5%	5.3%	5.3%	5.4%
(3) 合併処理浄化槽	43,061	43,987	45,523	46,207	47,500
(割合)	31.7%	32.6%	34.0%	34.7%	35.9%
(4) コミュニティ・プラント	513	508	459	494	496
(割合)	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%
3 汚水未処理人口 (単独処理浄化槽)	18,225	15,438	12,449	11,536	8,255
(割合)	13.4%	11.5%	9.3%	8.7%	6.2%
4 非水洗化人口	5,717	4,760	4,471	4,275	4,240
(割合)	4.2%	3.5%	3.3%	3.2%	3.2%
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

#### 4 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

表 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	稲沢市
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	稲沢市
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	稲沢市
(5) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	稲沢市

## 5 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

#### ① 処理の目標

「基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、目標年度には生活排水処理率を 97.5% に上げることを目標とし、将来にわたっては公共下水道又は合併処理浄化槽により整備を進め、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目指す。また、市内の各地域の実情に対応した処理方式を採用するものとした。

#### ア 生活排水の処理の目標

区 分	令和 6 年度末	令和 17 年度末 (目標年度)
生活排水処理率	90.6%	97.5%

#### イ 人口の内訳

(単位：人)

区 分	令和 6 年度末	令和 17 年度末 (目標年度)
1 行政区域内人口	132,435	120,772
2 計画処理区域内人口	132,435	120,772
3 水洗化・生活雑排水 処理人口	119,940	117,872

ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

区 分	令和 6 年度末	令和 17 年度末 (目標年度)
1 計画処理区域内人口 (住民基本台帳)	132,435	120,772
2 水洗化・生活雑排水 処理人口	119,940	117,872
(1) 公共下水道	64,766	62,256
(2) 農業集落排水施設	7,178	3,035
(3) 合併処理浄化槽	47,500	52,581
(4) コミュニティ・プラン ト	496	0
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独処理浄化槽)	8,255	1,818
4 非水洗化人口 (汲み取り便槽)	4,240	1,082
5 計画処理区域外人口	0	0

②生活排水を処理する区域及び人口等

本市が、公共下水道又は合併処理浄化槽を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境から処理方式を定めた。

人口密集地においては公共下水道を主として、その他地域においては合併処理浄化槽により順次整備を進める。

③施設及びその整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口(人)	整備予定年度	事業費見込み(百万円)
合併処理浄化槽 (補助対象分)	市内全域 (浄化槽処理促進区域)	6,240	令和8年度 ～ 令和17年度	490
公共下水道	市街地中心部 及び一部周辺部 71.9 ha	4,158	令和8年度 ～ 令和17年度	2,958

※浄化槽処理促進区域とは、下水道事業計画区域などを除く地域  
(別図参照)

## (2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### ① 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

また、本市のし尿処理施設は、令和8年3月竣工で128kℓ/日施設である。許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で一次処理され処理水は日光川上流流域下水道へ放流される。

また、し尿処理施設で発生した脱水汚泥は、ごみ処理施設で助燃剤として有効利用される。

### ② し尿・汚泥の排出状況

「5(1)①ウ 生活排水の処理形態別内訳」に基づく、し尿・浄化槽汚泥の排出状況は、次表のとおりである。

表 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

区 分	令和6年度末	令和17年度末 (目標年度)
汲み取りし尿	6.5kℓ/日	1.7kℓ/日
浄化槽汚泥 農業集落排水汚泥 コミュニティ・プラント汚泥	126.5kℓ/日	114.5kℓ/日
合 計	133.0kℓ/日	116.2kℓ/日

③ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分については、現在の形態で実施するものとする。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性、家庭でできる排水対策等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じて、その徹底に努めるものとする。